

社会福祉法人紅葉の会

役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人紅葉の会（以下「法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、法人の役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員業務を行うために当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他名称を問わず職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤役員には、別表1により報酬を支払う。

- 2 出張に係る費用の支出は別表2を適用する。
- 3 報酬等は、毎月末締めで翌月5日までに支払う。

(役員等の会議出席報酬等)

第4条 非常勤役員が理事会に出席した時は、別表2により報酬を支払う。

- 2 評議員が評議員会に出席した時は、別表2により報酬を支払う。
- 3 交通費が別表2の報酬額を上回るときは、交通費を別途支払う。
- 4 会議同日に法人の業務を行った場合には、重ねて第5条の報酬を支払わないものとする。

5 上記報酬等の支払いは、その都度行う。

(役員等の業務報酬等)

第5条 理事が理事会（出席）以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払う。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払う。

3 上記報酬等の支払いは、その都度行う。

(監事監査指導報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬等を支払う。

2 上記報酬等の支払いは、その都度行う。

(出張報酬等)

第7条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬を支給する。

2 交通費及び宿泊費は、出張終了後本人の申し出により実費を支給する。

3 業務遂行に必要な費用（実費）は、原則として支給する。

4 上記報酬等の支払いは、その都度行う。

(年間総額)

第8条 役員等の報酬等の年間総額は、別表4のとおりとする。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード等（職務証跡資料）の作成に協力する。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規定は、平成18年4月1日より適用する。
- 2 この規定は、平成20年4月1日より適用する。
- 3 この規定は、平成27年4月1日より適用する。
- 4 この規定は、平成28年4月1日より適用する。
- 5 この規定は、平成29年4月1日より適用する。
- 6 この規定は、平成30年6月16日より適用する。
- 7 この規定は、令和3年6月12日より適用する。

役員等の報酬

別表 1 (常勤役員等の報酬：月額)

役職名	報酬(月額)	通勤手当	期末手当
理事長	400,000 円	実費	月額報酬の 1 ヶ月分

別表 2 (非常勤役員等の報酬：日額)

役職	会議出席報酬 (交通費を含む)	業務報酬 (交通費実費)
評議員	16,705 円(日額)	5,000 円(時給)
理事	16,705 円(日額)	5,000 円(時給)
監事	16,705 円(日額)	5,000 円(時給)

※ただし、決議の省略を行った場合は、交通費を除いた日当 11,137 円を支払うこととする。

別表 3(監事監査指導報酬：1 回@)

役職	監事監査指導報酬(交通費を含む)
監事	25,615 円

別表 4(年間総額の上限)

役職	年間総額		備考
評議員	500,000 円		年間 2 回×7 名 プラス α
常勤役員	6,000,000 円	7,000,000 円	400,000 円×13 か月 プラス α
理事	1,000,000 円		年間 4 回×5 名 プラス α
監事	500,000 円		会議年間 4 回、 監査指導 1 回×2 名 プラス α